

電波の有効利用の促進に向けた検討課題の意見募集

総務省では、電波の有効利用のための諸課題や具体的方策について検討を行うため、「電波有効利用の促進に関する検討会」（座長：土居 範久 中央大学研究開発機構教授）を開催しています。

今般、同検討会での議論に資するため、電波有効利用の促進に向けた検討課題について、平成 24 年 4 月 13 日（金）から同年 5 月 14 日（月）までの間、広く意見を募集します。

1 目的

総務省は、平成 24 年 3 月 30 日（金）に「電波有効利用の促進に関する検討会」（以下「検討会」といいます。）を立ち上げ、電波の有効利用のための諸課題や具体的方策について検討を始めました。

今般、検討会での今後の議論に資するため、電波有効利用の促進に向けた検討課題について意見を募集します。

2 意見募集について

（1）募集対象

以下について、意見をお寄せください。

- ① 別紙 1 に記載している検討課題（案）に対する考え方
- ② 電波の有効利用の促進に向けた検討課題として別紙 1 に追加すべきもの及び追加された検討課題に対する考え方
- ③ その他

（2）提出期限

平成 24 年 5 月 14 日（月）正午（必着）

詳細については、別紙 2 の募集要領を御覧ください。

なお、本意見募集については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

3 留意事項

（1）意見の取扱い

提出された意見は、検討会における議論の参考とさせていただきます。意見内容につ

いては、募集期間終了後、取りまとめて公表する予定です。その際、提出された方の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても併せて公表する場合があります。これらの公表に不都合がある場合は事務局まで御連絡ください。

なお、意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承ください。

（２）意見内容の聴取

検討会において、提出された意見内容の詳細を把握するため、意見提出者から説明していただくようお願いすることがあります。説明をお願いする場合は、事務局より意見提出者に事前に御連絡しますので、あらかじめ御了承ください。なお、検討会の聴取に参加されるに当たり発生する交通費等は支給されません。

4 意見の提出先

電波有効利用の促進に関する検討会 事務局
（総務省総合通信基盤局 電波部 電波政策課）
担当：木曾周波数調整官、田邊第一計画係長
電話：03-5253-5875（直通）
FAX：03-5253-5940
E-mail：freq-rp_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

【参考】

- 「電波有効利用の促進に関する検討会」の開催（平成24年3月30日）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban09_03000120.html
- 電波有効利用の促進に関する検討会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_riyou/index.html

<連絡先>

総合通信基盤局電波部電波政策課
担当：木曾周波数調整官、田邊第一計画係長
電話：（代表）03-5253-5111 [内線 5875]
（直通）03-5253-5875
FAX：03-5253-5940
E-mail：freq-rp_atmark_ml.soumu.go.jp
（スパムメール防止のため、「_atmark_」を@に直して入力してください。）

1 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方

【論点】

(1) 新たなワイヤレスシステムの円滑な導入・普及のための方策

新たなワイヤレスシステムの導入・普及によりイノベーションを加速させるための制度上の課題や解決するための方策は何か。例えば以下の事例についてどのように考えるか。また、以下に追加すべき課題や解決するための方策があるか。

- ・ ワイヤレス給電システムを迅速に導入・普及するための技術基準や認証のあり方
- ・ 無線機能内蔵の家電等の市場展開を加速するため、無線設備の技術基準、認証を含む規律のあり方

(2) 電波利用環境を保護するための方策

今後、上記をはじめとする新たなシステムの普及や無線局数の増大に伴い、電波利用環境の保護のために必要となる規律やそのあり方。例えば以下の事例についてどのように考えるか。また、以下に追加すべき課題や解決するための方策があるか。

- ・ 漏洩電波による有害な混信を与えるおそれのある各種設備への考え方
- ・ 技術基準への適合性が確認されないまま流通する無線設備への考え方

(3) その他ワイヤレスシステムの規律に関する課題

上記の視点以外で、既存の制度・手続の見直し、新たに必要となる規律等のあり方、国際協調を推進するための方策として検討すべき課題があるか。

2 電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの高度化・普及の促進方策

【論点】

(1) ワイヤレスシステムの高度化・普及促進に係る施策への電波利用料の活用について

ワイヤレスシステムの高度化・普及促進のため、例えば以下のような施策を推進する必要があると考えられるが、これらの施策に電波利用料を活用することについてどう考えるか。また、以下の施策以外に電波利用料を活用して推進すべき施策があるか。

- ・ 防災、安全・安心等の自営系・公共系システムの整備・デジタル化の推進への支援
- ・ 基礎研究、実用化支援や国際標準化の一層の推進に向けた活動支援 等

(2) その他電波利用料の活用に関する課題

下記の点(※)を含め、電波利用料の活用に関してどのように考えるか。

- ・ 電波利用料の一層の有効利用を図るための方策
- ・ 将来的な一般財源化を含む使途の拡大についての考え方 等

(※) 電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担して頂く、いわゆる電波の共益費用として位置づけられているものであり、その使途が電波法に規定されている。

一方、平成23年11月に実施された「提言型政策仕分け」においては、「ほぼ全ての国民が携帯を持っている以上もはや税金であり、一般財源化すべき」、「非効率な支出を徹底的に精査すべき」などの指摘があり、「将来的な一般財源化を含め、使途を拡大する方向で検討すべき」との提言がなされたところ。

(参考) 電波利用料制度の概要

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/index.htm>

行政刷新会議「提言型政策仕分け」 B3-2：情報通信：電波利用料の活用 評価結果

<http://www.cao.go.jp/sasshin/seisaku-shiwake/detail/2011-11-21.html#B3-2>

3 周波数再編の強化のための方策

【論点】

(1) 電波の利用状況調査の見直しについて

総務省では、電波の利用状況調査を実施し、その結果を基に周波数再編アクションプランや周波数割当計画を策定し、周波数の再編を行っている。この調査に関して、以下の方策についてどう考えるか。また、以下の方策以外にどのような方策があるか。

- ・ 調査周期の短縮(現在は、全周波数帯を3区分に分け、各周波数帯を3年サイクルで調査)
- ・ 調査手法・調査内容の見直し

(2) 周波数再編を加速する方策について

周波数再編を加速するためには、周波数利用の効率化による新たな帯域の確保や周波数の移行を促進する必要があると考えられるが、そのためにはどのような方策が必要と考えられるか。

(参考)

電波の利用状況調査の概要

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/research/index.htm>

周波数再編アクションプランの概要

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/freq/search/saihen/index.htm>

4 その他電波有効利用の促進に関する課題

1～3以外で電波の有効利用の促進のため解決すべき課題や提案等

意見募集要領

電波の有効利用の促進に向けた検討課題について意見される方は、下記により意見を提出してください。

記

1. 意見提出フォーマット（別添「電波の有効利用の促進に向けた検討課題の意見募集の提出フォーマット」）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語にて御提出ください。
なお、提出意見は日本語で記入してください。
2. 意見を補足する資料があれば、A4判（様式自由）で添付してください。
3. 意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出意見を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際は協力願います。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：freq-rp_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。）

電波有効利用の促進に関する検討会 事務局宛て

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【FAXの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5875

FAX番号：03-5253-5940

電波有効利用の促進に関する検討会 事務局宛て

【持参又は郵送の場合】

送付先住所：〒100-8926
東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館
総務省総合通信基盤局 電波部 電波政策課
電波有効利用の促進に関する検討会 事務局宛て

【電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合】

添付ファイルは利用できません。

添付ファイルを利用する場合は、電子メールにて御提出ください。

4. 意見提出期限

平成 24 年 5 月 14 日（月）正午（必着）とします。

なお、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出様式に意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5. 留意事項

（1） 意見の取扱い

提出された意見は、検討会における議論の参考とさせていただきます。提出された意見については、募集期間終了後、取りまとめて公表する予定です。なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体にあつては、団体名及び団体の代表者名）及び意見提出者の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。意見提出者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

なお、意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承ください。

（2） 意見内容の聴取

検討会において、提出された意見内容の詳細を把握するため、説明していただくことがあります。説明を求める場合は、事務局より意見提出者に事前に御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

（3） 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

6. その他

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、意見内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

以上

電波の有効利用の促進に向けた検討課題の意見募集の提出フォーマット

平成 年 月 日

※赤字は留意事項・記入例です。提出の際には全て削除してください。

組織名及び 代表者氏名	
住 所	
連絡先	担当者氏名： 電話： F A X： e-mail：

※提出する組織の名称（企業名、大学名等）及び組織の代表者氏名を御記入ください。

共同で意見提出する場合には、連名で御記入ください。

※意見提出内容等に関し、問い合わせることや検討会における説明を依頼することがあります。

項目		ご意見
検討課題	論点番号	
1 新たなワイヤレスシステムに相応しい規律の在り方	(2)既存システムを保護するための方策	【意見】 *****
4 その他電波有効利用の促進に関する課題		【解決すべき課題】 ***** 【上記課題に対する意見】 *****
その他 (留意事項や情報提供など)		